

## iDeCoの税制優遇措置に関する留意点

1. iDeCoの掛金が全額所得控除されるのは所得がある方が対象となります。例えば、専業主婦(夫)や育児・介護休暇などを取得していても年間を通じて所得がない方は、掛金を拠出しても所得控除が受けられません。
2. iDeCoの運用益は非課税です。積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。

## iDeCoの加入に関する留意点

1. 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。運用商品の中には元本保証のない商品もありますので、商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。
2. iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であり、原則60歳まで引き出すことができません。なお、60歳以降に受け取る老齢給付金につきましては、加入期間などに応じて受け取ることのできる年齢が異なります。

| 加入期間       | 受給開始可能年齢 |
|------------|----------|
| 10年以上      | 60歳      |
| 8年以上 10年未満 | 61歳      |
| 6年以上 8年未満  | 62歳      |

| 加入期間      | 受給開始可能年齢 |
|-----------|----------|
| 4年以上 6年未満 | 63歳      |
| 2年以上 4年未満 | 64歳      |
| 1月以上 2年未満 | 65歳      |

3. iDeCoは加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。加入時にかかる手数料は初回の掛金から、毎月の口座管理費は毎月の掛金から控除いたします。なお、手数料につきましては運営管理機関ごとに異なりますので、運営管理機関にご確認ください。

## 本動画に関するご注意

1. 本資料は作成日時点における確定拠出年金法および関連する法令諸規則等に基づいて作成しておりますが、今後法改正の動向等により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。
2. 内容に関する一切の権利は大和証券にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。